

愛媛県健康増進課 臨時補助員
(会計年度任用職員(パートタイム)) 募集案内

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

愛媛県健康増進課で勤務する臨時補助員を次のとおり募集します。

1 募集職名、採用予定人員、勤務先、職務内容

職 名	採用予定人員	勤 務 先	職 務 内 容
臨時補助員	1 人	愛媛県難病医療事務センター (愛媛県健康増進課別室) (松山市本町七丁目2番地)	特定医療費(指定難病)受給者証更新等事務 課内システムによる情報連携事務 職員の指示による事務処理

2 応募資格

- (1) 平成20年4月1日までに生まれた者
- (2) 心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

3 応募方法

市販のA4判履歴書に必要事項を記入のうえ、申込前3ヶ月以内に撮影した顔写真(上半身・脱帽・正面向き)を貼って、次の提出先に直接または郵送で提出して下さい。
なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください

※提出先 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課(石丸あて)

4 応募期間

令和8年7月22日(水)まで

※応募状況により、期間を変更する場合があります。

※直接提出される場合は、業務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)に提出願います。

※郵送の場合は、期限までに必ず到着するようにして下さい。

5 選考方法

(1) 書類選考 選考結果は随時連絡します。

(2) 面接試験

①試験日時 書類選考完了後、面接対象者に連絡します。

②試験場所 愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

(松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁第一別館)

(変更となる場合は事前に面接対象者へ連絡します。)

6 採用予定日 令和8年8月1日～

7 採用後の勤務条件（以下の勤務条件は、改定されることがあります。）

（１）任用期間 令和８年８月１日～９月30日

- （２）勤務時間
- ・ 午前９時00分から午後４時30分
 - ・ １日６時間30分×週５日勤務
 - ・ 休憩時間：12：00～13：00
 - ・ １日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中固定
- ※６、７（１）（２）は面接時の確認による

（３）服務

次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準（第30条） ・ 服務の宣誓（第31条）
- ・ 法令等及び職務命令に従う義務（第32条） ・ 信用失墜行為の禁止（第33条）
- ・ 秘密を守る義務（第34条） ・ 職務に専念する義務（第35条）
- ・ 政治的行為の制限（第36条）・ 争議行為等の禁止（第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（第38条）

（４）給与等

①報酬月額：165,236円（週32.5時間の場合、原則、当月21日支払）

※任用期間によっては、日割り計算となります（県の規定による）。

※週32.5時間未満の勤務の場合は、週の勤務時間数に応じて決定します（県の規定による）。

②要件に該当する者に対しては、通勤費用の弁償があります（県の規定による）。

③社会保険

ア 健康保険、厚生年金保険が適用されるのは、以下のすべての要件に該当する場合

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ・ 雇用期間が２か月を超えて見込まれること
- ・ 賃金月額が８万８千円以上であること
- ・ 学生でないこと

イ 雇用保険が適用されるのは、以下のいずれの条件にも該当する場合

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上雇用見込みがあること

（５）週休日等

土曜・日曜・祝日

（６）有給休暇

週の勤務時間数に応じて決定します（県の規定による）。

8 問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町４丁目４番地２

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 担当：石丸

TEL089-912-2400（内線3657）